

押印・捺印廃止における 業務効率の活性化

介護事業部TQM委員会

洛和会医療介護サービスセンター三条会店 積田和典



rakuwakai health care system

介護事業部TQM委員会

2020年発足

<2020年>

- ・デイセンターにおける休憩場所の確保
- ・利用者の荷物の管理・返却ミスの防止

<2021年>

- ・書類保管方法の変更
- ／
- ・共有フォルダの整理

<2022年>

- ・小口現金の確認作業整理
- ／
- ・研修報告書のペーパーレス化

介護事業部全職員約2,300名に対し「業務改善（業務におけるムリ・ムラ・ムダ）のアンケートを実施



rakuwakai health care system

アンケート結果

対象人数：全体 2,355 名 ※令和4年9月現在
回答人数 875 名 (37%)
内訳<男性 321 名 / 女性 554 名>
<常勤 739 名 / 非常勤 136 名>
未回答 1,480名 (63%)

捺印業務過多



rakuwakai health care system

① 現状把握 ⇒ 目標設定

<現状> 捺印業務(外部・内部)にて、必要性があるかどうか、及び業務が立てこむケースも多々あり、捺印の停止・削減を推進したい。

<目標> 8割削減を目指す。

<改善策> 捺印業務についてカテゴリー分けを行い、必要性の可否を協議し切り分ける(80%削減)。



② 捺印業務の整理

① 利用者契約などの外部に対しての捺印

電子化推進の為、捺印は不要との判断。

⇒ (懸念事項) 高齢者の方への対応になるので、「赤い押印」が安心感があるとの意見もあり。

その為、契約書は、陰影の印刷をしてその旨を注意書きする。契約書は枚数が多いため、どのように対応するかを検討が必要

② 本部や介護事業部との協議書などに対しての捺印

スムーズな意思決定のための仕組み作りが必要。

⇒ 既に協議書、稟議書、報告書はワークフローにて簡略化。その他のものに関しては、昔からの慣例となっている捺印に関しては対応が必要。

③ 勤務表などの職場ごとの捺印

上記同様、慣例化しているものがあれば各サービス事業所毎で判断して削減できる。

⇒ 但し、責任の所在を明確にする必要がある、法令的に必要なものかどうかは確認が必要

② 捺印業務の整理（可視化）

現時点は『必要』であるが、
色々な視点からの検討が
必要。

	項目	必要/不要	備考
①	契約時の書類の捺印項目		
①	運営規定		
①	契約書一式等	必要	
①	重要事項説明書		
①	各同意書(看取り、個人情報、リスク説明同意書、抗原検査同意書、眠りスキャン使用同意書)		看取り、直筆サインがあるため不要では？
①	プラン		
②	感染報告書の管理部長印	不要	本部書類なので介護事業部ではないかも？
②	稟議書はすべて電子化されたら良いと思います。	不要	
②	協議書も同様電子化されたら捺印不要ですかね？	不要	
②	通勤に関する書類	不要	
②	交通費請求	不要	
②	勤務打刻漏れなどの申請書	不要	
②	休暇申請届(看護休暇などの)	不要	
②	紙ベースの申請書等	不要	
③	重大事故報告書	不要	名前記載しているのに印が必要？
③	車両管理の捺印	-	トランスポートチェック
③	会議議事録	不要	☑でも可
③	歯科往診結果の回覧	不要	☑でも可
③	申し送りノート	不要	☑でも可
③	服薬チェック	不要	☑でも可
③	掃除表	不要	☑でも可
③	爪切り表	不要	☑でも可
③	検討シート	不要	回覧のみで可？
③	食事選択食の入力後のサイン	不要	サインでも可？
③	勤務表	必要？	※監査時に必要になるかも？

捺印整理、カテゴリー
分けを行い委員会メ
ンバーで一つずつ協
議した結果、②③に
関してはほとんどが
不要。契約書に関し
ては要検討との結果
をなった。

③ 考察

＜内閣府 法務省 経済産業省より発表 令和2年6月19日発表＞

押印に関するQ&A

Q:契約書に押印しなくても法律違反にならないか？

- ・ 司法上、契約は当事者の意志の合致により、成立するものであり書面の作成及び契約書への押印は特段の定めがある場合を除き、**必要な要件とされていない。**
- ・ 特段の定めがある場合を除き、契約にあたり、**押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。**
- ・ (法人側の見地として)文書への押印を相手方から得る時に、その印影に係る印鑑証明書を
得ていれば、その証明書をもって、**印影と作成名義人の印象の一致を証明することは可能である。**

③ 考 察

<令和3年度 介護報酬改定における改定事項について>

4.(3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

① 利用者への説明・同意等に係る見直し

～ 抜粋 ～

- ・利用者の署名・押印について、求めない事が可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに様式例から押印欄を削除する。

④ 実施（契約時）

before

契約説明者（職員）

- 捺印



利用者（契約者）

- 署名
- 捺印



家族（身元保証人）

- 署名
- 捺印

after

契約説明者（職員）

- 捺印



利用者（契約者）

- 署名



家族（身元保証人）

- 署名



④ 実施 (事務)

before

現場

- 管理者へ補充依頼

管理者

- 総務課又は事務員へ捺印及び印刷依頼

総務課
OR
事務員

- 捺印・印刷し管理者へ渡す

管理者

- 現場へ返却



rakuwakai health care system

after

現場

送付 ↑

↓ 補充依頼

管理者

⑤ 結果

① 利用者契約などの外部に対しての捺印

契約時の書類の捺印項目 すべて削減

② 本部や介護事業部との協議書などに対しての捺印

一部簡略化に成功。

慣例化しているところを今後協議

③ 勤務表などの職場ごとの捺印

事業所の判断に委ねている。

捺印は必須ではないことを明文化

⑥ 結論

有形効果

【契約時】 今までは契約時間約1時間のところ、約20～25分短縮

【事務】 介護事業部 総務課業務が月間で約5日間短縮

無形効果

- ・『まだ印鑑が必要なのか！』と利用者にあきれられることも多々あったが、そのストレスから解消された。
- ・契約書作成の依頼がきて業務に追われることもあったが、その時間が激減したことで気持ちの余裕ができてきた。



rakuwakai health care system